

港区立高輪台小学校

学校経営計画について

令和7年4月16日（水）

港区立高輪台小学校

校長 森 勇人



学校教育目標

心もからだも健康な子

- ・ すすんで学び がんばる子
- ・ 責任を果たし 助け合う子
- ・ 美しいものを 大切にする子

目指す学校像

子どもたち・先生たちが、気持ちよく
相手に接することのできる

「楽しい学校」 「元気な学校」



令和7年度重点目標

(1) 【徳】思いやる子の育成

- 「挨拶で心をつなぐ」
- いじめの未然防止と早期発見・対応・解決
- 「3つの【あ】」+「あんぜん」
(あいさつ・あつまり・あとしまつ)



令和7年度重点目標



(2) 【知】考える子の育成

- 「言葉で伝えることの大切さ」 「言葉にこだわる」授業展開
- ネイティブティーチャー 英語掲示板 国際科児童集会
- グローバルな視点の育成
- 主体的・対話的で深い学びの実現
- ICT活用と情報モラル（アクセルとブレーキ）の徹底

令和7年度重点目標

(3) 【体】元気な子の育成

- 「体力の見える化」
- 継続的体力向上の取組と体育授業の改善と充実
- 縦割り班活動等の充実
- 規則正しい生活習慣の定着 健康教育の推進





《地域との連携や本校の伝統を踏まえて》

○ 地域コーディネーター

→ 「特色ある教育活動」の活性化、読み聞かせ活動など

○ 高松アカデミー

(高輪台小・白金小・高松中・高輪幼・白金台幼)

→ 教育内容・目標の系統性や教育方法の連続性の理解

○ P T A 及び同窓会のお力

ウェルビーイング

Well-being

子どもが心身ともに健康で、持続的に幸福な状態の実現を目指すこと



港区立高輪台小学校 いじめ防止基本方針について

学校いじめ防止基本方針とは・・・

「いじめ防止対策推進法」(国)

「いじめ防止基本方針」(国)

「いじめ防止対策基本方針」(都)

「港区いじめ防止基本方針」(区)



港区立高輪台小学校いじめ防止基本方針

港区立高輪台小学校いじめ防止基本方針について

- (1) いじめの定義や学校・学校の教職員の責務を示した基本理念
- (2) 学校におけるいじめ防止等の取組内容について
- (3) 重大事態への対処について



港区立高輪台小学校いじめ防止基本方針について

(1) いじめの定義や学校・学校の教職員の責務を示した基本理念

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法より

●情報を集める。

- ・教職員、児童、保護者、地域住民など関係する人たちから「いじめ対策委員会」に情報を集める。

●指導・支援体制を組む。

- ・「いじめ対策委員会」でいじめ解決のために適した指導・支援体制を組む。

※教職員で役割を分担する。

●児童への指導・支援を行う。

- ・いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・いじめを見ていた児童には、自分の問題であると捉えさせるとともに、「いじめを止める」「誰かに知らせる」勇気をもつよう伝える。

●保護者と連携する。

- ・関係する教職員を中心に、即日、いじめられた児童といじめた児童の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに今後の学校の指導方針について話し合う。



港区立高輪台小学校いじめ防止基本方針について

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策について

- ① 分かる授業・・・道徳科授業、特別活動、国際理解教育の充実
- ② 異年齢集団とのかかわり（縦割り班活動等）を通した自己有用感の醸成
- ③ 保幼小中（高松アカデミー）の連携を密にし、情報交換、情報提供を行います。
- ④ いじめアンケートの実施
年間で3回、アンケートを実施し、未然防止・早期発見に役立てます。

港区立高輪台小学校いじめ防止基本方針について

(3) 重大事態への対処について

重大事態とは・・・

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。
- ・相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。
(相当期間とは、年間30日もしくは、一定期間連続して欠席しているような場合)

学校は教育委員会等と連携し、

- ① 事実関係を可能な限り明確にする。
- ② 事実に向き合い、調査資料の再分析や必要に応じた再調査を行う。
- ③ いじめを受けた児童とその保護者には、情報を適切に提供する。

令和7年度1学期保護者会 資料

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

終